

## 新型コロナウイルス感染症等感染拡大予防ガイドライン

屋久島町保健センター：尾之間保健センター、宮之浦保健センター（以下「保健センター」という）

### 1 基本方針

- (1) 保健センターの利用にあたっては引き続き十分な警戒を行い、感染症対策に万全を期すこと。
- (2) 利用にあたり3つの条件「①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声」を避けるよう実施内容や方法を工夫すること。
- (3) 利用者は手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させるとともに、一度に大人数が集まって密集する活動にならないよう十分留意すること。

### 2 保健センターの利用前の留意事項

- (1) 体調の確認（以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせること。）
  - ① 体調がよくない場合。（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
  - ② 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。
  - ③ 過去2週間以内に緊急事態宣言が発出されている都市等へ移動又は当該在住者との濃厚接触がある場合。
- (2) 施設利用代表者は、利用者全員の以下事項を把握し可能な限り書面で保管すること。
  - ① 氏名、住所、連絡先（電話番号） ※個人情報の取り扱いに十分注意する。
  - ② 利用当日の体温及び以下の事項の有無の確認。

ア 平熱を超える発熱（37.5度以上）	イ 咳、のどの痛みなどの風邪の症状
ウ だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）	エ 嗅覚や味覚の異常
オ 体が重く感じる、疲れやすい等	カ 陽性とされた者との濃厚接触の有無
- (3) マスクを持参すること（会話をする際にはマスクを着用すること。）

### 3 保健センターの利用中の留意事項

- (1) 原則、マスクを着用すること。
- (2) 使用簿に、使用者の情報を記入すること。
- (3) こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- (4) 他の利用者との距離（できるだけ2m以上）を確保すること。（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く。）
- (5) 施設内はこまめに換気を行うこと。
- (6) 利用中に必要以上の大きな声で会話をしないこと。
- (7) 持ち込んだ物は、（ゴミも含めて）持ち帰ること。
- (8) 使用中に新型コロナウイルス感染症を疑う体調不良等の症状が出現した際には、健康長寿課まで連絡をすること。

健康長寿課関係 新型コロナウイルス感染症等への対応基準

県内及び町内の状況		町内での 感染発生	緊急事態宣言	蔓延防止 重点措置	通常時
施設	屋久島町 保健センター (尾之間・ 宮之浦)	使用禁止	収容率の 50%以下 *原則、飲食 禁止	収容率の 50%以下 *原則、飲食 禁止	新しい生活様 式で活動  ※緊急事態宣 言が発出され ている地域へ 移動した者等 の自粛

\*原則飲食禁止とするが、活動中の水分補給等はこの限りではない。

使用禁止期間は、新規感染者の確認がされた日の翌日から原則3日間、 但し、感染経路不明や感染者数によっては、延長する場合もあり。